

民族自決権の意義と限界

丸 山 敬

一

目 次

- 一 はしがき
- 二 マルクス主義者と民族自決権
- 三 レーニン民族自決権論の意義
- 四 民族自決権の限界
- 五 むすび

一 はしがき

ソ連のバルト三国やユーゴスラビアのスロベニア、クロアチア両共和国などで連邦からの分離独立を求める動きが急である。リトニアでは、すでに二月九日に行なわれた投票でちょうど九〇パーセントの独立賛成票が出ているし、

ラトビアとエストニアでは三月三日の投票でともに七〇パーセントを越える独立賛成票をかちえている。彼らは連邦存続を問う三月十七日の国民投票をボイコットした。ユーゴスラビアにおいても、北西部のスロベニア、クロアチア両共和国が連邦から分離独立することを表明している。

昨年来のこのような動きに対し、ソ連中央政府（＝連邦政府）は、石油や天然ガスの供給を停止するという経済制裁を加えたり、軍隊を派遣してリトアニアの首都ビリニースの放送局やテレビ塔を占拠するなどの軍事介入を行なってきた。また連邦離脱法という法律を作つて、事実上ほとんど離脱が不可能となるような厳しい条件を課して、なんとか共和国を連邦内にとどめておこうとするような試みも行なわれていると伝えられている。

だが、連邦構成共和国の分離独立運動に対するこのような妨害行為は、本来認められるものなのであろうか。ソ連憲法には、すべての連邦構成共和国はソ連邦から自由に脱退する権利があると明記されている。周知のようにレーニンは、すべての民族は民族自決権をもち、自由に分離独立することができるのだ、と強調していた。ソ連憲法に明記されている脱退権もレーニンのこの民族自決権に由来するものである。もしこの民族自決権が、各民族固有の権利であり、他民族からのいかなる撃討もなしに、独立して自由に行使できるものであるとするならば、バルト三国もスロベニアやクロアチアも一方的に独立を宣言することによって自由に独立を達成できるはずである。それに対する軍事介入や経済制裁は言うに及ばず、離脱手続法などを作つて、離脱のためのさまざまな条件を課すなどといふことも当然認められないはずである。ところが、現実には、このようなさまざまの干渉がまかり通っている。このことは、我々に民族自決権とは一体どのような性格の権利なのか、と改めて疑問を起させるものである。本稿では、マルクス主義者の民族理論の原点に立ちかえって、民族自決権の性格を明らかにし、その意義と限界とをみきわめてみたいと思う。

二 マルクス主義者と民族自決権

本題に入るまえに、まずすべてのマルクス主義者が皆一致して民族自決権を主張したわけではないという事実を簡単に確認しておこう。わが国には、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンと一貫して民族自決権の主張があつたかのように説く人々が少なくない。しかし、そのような主張は全くの誤りである。

マルクス、エンゲルスは、ヨーロッパの諸民族を二つの陣営に分けて考える視点をもっていた。イタリア、ポーランド、ドイツ、ハンガリーなどの諸民族は、進歩の担い手たる歴史的民族＝革命的民族であり、独立して中央集権的巨大国家を形成しうる能力をもった民族である。他方、オーストリアーハンガリー帝国内のチェツク人、スロヴァキア人、スロヴェニア人、クロアチア人、セルビア人、ルーマニア人などは、「歴史なき民族」とも呼ぶべきものであって、今まで生命力ある独立国家を形成したことがなかつたが、今後もいかなる独立にも決して到達することはなく、前述の大民族の中に吸収され、同化されて行くことになるであろう、という。エンゲルスはまた、スコットランド高地のゲール人やウェールズ人、フランスのブルタニュ地方のケルト系住民やスペインのバスク人などを「衰亡民族の残片」と呼び、彼らもまたイギリスやフランスという大国民の中に吸収され、同化されて行つてしまつのが歴史の必然である、とみなしていた。

このような民族二分法にもとづいて、マルクス、エンゲルスは、前者の歴史的大民族に対しては、「別個の国民として生存する権利」、すなわち民族自決権を認めたが、後者の「歴史なき民族」や「衰亡民族の残片」には、そのような権利を認めることなど全く「ばかげたこと」であるとしてしりぞけている。それゆえ、彼らはあらゆる民族の自決権などを認めたことは一度もなく、せいぜいのところただヨーロッパの歴史的大国民の特権としての民族自決権を

認めていたにすぎなかつたのである。⁽¹⁾

ローザ・ルクセンブルクは、民族自決権を正面から否定した人として知られている。その論拠は次の三點である。

①民族自決権という公式は、一般的、抽象的な公式であつて、具体的分析の必要を説くマルクス主義の方法とあい入れない。個々の民族問題に対してもマルクス主義者がいかなる態度をとるべきかということは、民族自決権というような「永遠に通用する公式」によつてではなく、その問題をとりまく具体的、歴史的状況を分析してきめるべきなのである。②民族自決権の要求は、資本主義の発展方向——中央集権的巨大国家形成の方向と帝国主義による植民地拡大の方向——に一致しない。このような資本主義の発展方向に逆らつて、民族自決権を十全に実現しようとすることは、中世的小国家、しかもはるかな昔、十五および十六世紀以前にもどうとする希望と同じものである。③民族自決権は、近代社会主義の基本的な理論——階級社会の理論——を完全に無視している。近代国家の内部は諸階級に分裂しているのであって、全階級に共通する民族問題の解決法などといったものは存在しない。それゆえ、全国民に共通する民族自決権の要求などは、階級社会においては決して実現されることのない「空辞」である。⁽²⁾

ルクセンブルクの民族自決権批判が、このように原則的なものであつたのに対し、オーストロ・マルクス主義の代表者オットー・バウアーの民族自決権批判は、どちらかといえば戦略的、戦術的なものであつた。彼は、次の三つの理由からオーストリアーハンガリー帝国の解体を望んでいなかつた。①オーストリアの全民族と全階級がハプスブルク王朝に愛着をもち、オーストリアーハンガリー帝国の存続を望んでいる。⁽³⁾②ドナウ経済圏という広大な経済領域の保持が、ブルジョアジーにとっても経済的に必要である。⁽⁴⁾③オーストリアーハンガリー帝国の諸民族が、仮りに分離独立したとしても、それらは周辺の大國、すなわちロシア、ドイツ、イタリアなどの支配下に入ることになつて、結局は他民族に支配されることになり、今よりもよい状況になることはないであろう。⁽⁵⁾

民族自決権の意義と限界

このような理由から、彼はともかくにもオーストリアーハンガリー帝国の解体には反対であった。したがって、帝国の解体をも意味する民族自決権を認めることは出来なかつた。オーストリアーハンガリー帝国内の諸民族は、いたずらに分離独立に走るべきではなく、帝国の版図内にとどまつて民族自治に甘んずべきである——これが、一九〇七年時点でのオットー・バウアーの主張であつた。

後に、彼は一九一八年頃から急速に民族自決権を容認する方向に移行してしまつてゐるが、このような態度の転換が可能であつたのは、彼の民族自決権批判が何ら原則的なものでなかつたという理由にもとづくものであろうと思われる。

このようにみてくると、数あるマルクス主義者の中で民族自決権の要求を一貫して高くかかげたのは、ひとりロシア・ボリシェヴィキのみであつた、ということになりそうである。たしかに、レーニンやスターリンについてはそういうふうである。だが、ボリシェヴィキの中にも民族自決権を否認する人々はいたのである。それは、ブハーリンやピヤタコフであり、彼らは、すでに一九一五年十一月に党中央委員会に提出した「自決権に関するテーゼと十五ヶ条の綱領」の中で民族自決権を否定していた。そこでは、とりわけ帝国主義のもとでは民族自決は実現不可能であるという見解——前述のローザ・ルクセンブルクの第一の論拠——が強調されている。このテーゼの内容を要約して示せば、次のようにある。

「帝国主義の時代は、大資本主義国への小国の吸收の時代である。この傾向は必然的なものであり、部分的に克服することは不可能である。唯一の解決策は、資本主義を廃止することである。社会民主主義者は、プロレタリアートが資本主義の基盤の上で、民族自決のために、その力を浪費するよう忠告すべきではない。それは全くのユートピアであり、しょせん幻想を生みだすだけである。それは、格闘しつつある帝国主義のもとで『仲裁裁判所』の設置や

『軍備縮少』を要求するようなものである。⁽⁶⁾』

一九一七年の『ロシア社会民主労働党（ボ）第七回（四月）全ロシア協議会議事録』⁽⁷⁾の中にも、ピヤタコフの民族自決権批判の発言を見る事ができる。その批判の論拠は、議事録の記載をそのまま引用して示せば、次の二点である。①「経済の社会主義的な組織化のさいには、民族の独立などはまったく不可能であり、だれにとっても必要ではないのである。……純粹に経済的な観点からみれば、民族の独立は古くさい、実現不可能な、すたれた要因なのである」⁽⁸⁾。②「近代にとって非常に特徴的なのは、ブルジョアジーとプロレタリアートを二つの和解しえない陣営にわけている溝である。現代では、この溝はそれまでよりもはるかに深くなり、ブルジョアジーとプロレタリアートの間にあつた相互理解の最後の残りかすさえも消えつつある。もしわれわれがこのことを考えに入れるならば、どうやって総体としての民族の意志を明らかにするのか、民族がなにを望んでおり、なにを望んでいないのかをどうやって確定するのか、という問題をはっきりとたてなければならない。それぞれの具体的な場合に、我々は、この民族の意志が二つに分れた意見、二つに分れた表現を見る事ができる」⁽⁹⁾。③「まえの時代には、民族国家の封建制に対する闘いは進歩的な要素だったが、現在それは、社会主義に対する反動的な要素なのである」⁽¹⁰⁾。

一九一九年三月のロシア共産党第八回党大会においては、「すべての民族の労働者階級の自決権」をかけるブハーリンやピヤタコフと「民族自決権」をかかげるレーニンとの間に激しい論戦が展開された。

以上の叙述で、我々はすべてのマルクス主義者がはじめから皆一致して民族自決権を受けいってきたわけでは決してないという事実を確認する事ができた。この権利は、ロシア・ボリシェヴィキの中ですら、議論なしに認められていたわけではなかったのである。

三 レーニン民族自決権論の意義

前節で私は、数あるマルクス主義者の中で、レーニンが民族自決権の最も強力な主張者であることをみた。後にもうようにスターリンが途中でプロレタリアートの自決権の方にくらがえしてしまったのに対し、レーニンは生涯にわたくてこの権利を要求しつづけた。それでは、彼のいう民族自決権とは一体どのような性格の権利だったのだろうか。

レーニンは、民族自決権を諸民族が自由に分離して独立した国家を形成しうる権利⁽¹⁾として定義し、抑圧民族のマルクス主義者は、被抑圧民族に對してこの権利を無条件に承認しなければならない、と主張した。すると、我々はここで二つの疑問につきあたることになる。第一の疑問は、もしレーニンの民族自決権が文字通り十全に実現されるとすれば、ロシア帝国は百数十の小さな民族国家に分裂してしまうはずであるが、レーニンは本当にそういうことを望んでいたのであろうかという点である。第二は、レーニンは、それではナショナリストだったのか、という点である。マルクス主義の本質はナショナリズムではなく、インターナショナリズムのはずである。彼がもし百分の一の民族自決権を認めるとすれば、ナショナリストとどこが違うのであろうか。

レーニンは、たしかにインターナショナリストであり、徹底した中央集権主義者であった。彼は初期には連邦制にすら反対であった。彼が一九一七年になって連邦制を認めたのも、中央集権国家にいたる過渡的形態としてやむなく認めたにすぎなかつた。⁽²⁾ したがつて、彼がロシア帝国を地方分権的な小民族国家の連合体にしようなどと考えていなかつたことは明らかである。それではなぜ彼は帝国の分裂をももたらしかねないような民族自決権を主張したのであろうか。

レーニンは、諸民族が眞に民主主義的な基盤の上で結合して行くためには、どうしても民族自決権の承認が不可欠であると考えた。彼によれば、この権利は離婚の権利と同じものであった。⁽¹³⁾ 離婚の権利を認めるのは、離婚を義務づけるためでもなければ、うまく行っている夫婦に離婚を説いて勧めるためでもない。それは、両性の眞に対等で民主主義的な結婚を保障するためのものである。離婚の権利が認められてはじめて両性は眞に民主主義的な基盤の上で結婚生活を送ることができる。このことは、封建時代の我国の結婚形態を考えてみればわかる。男の方からは一方的に「三下り半」をつきつけることができるのに、女性の方からは離婚を要求できないという制度のもとでは、結婚生活における民主主義はない。女性の方が、いやいやながら不本意な結婚生活を続けなければならないという場合が起る。いつでも離婚することができるにもかかわらず、あえて離婚を望まず、みずから進んでその結婚生活を続けるというところに自由意志にもとづく眞の結婚生活がありうるのであり、その方がかえって夫婦の結びつきは強まるのである。それとちようど同じようにいつでも分離することができるにもかかわらず、分離せずにあえて大国家の中にとどまるというところに眞に民主主義的でより強固な民族関係がありうるのである。つまり、分離の権利の保障が自発的な結合を促進するのである。そうレーニンは考えた。だから、彼は民族自決権の承認は、帝国を解体させるものではなく、逆に諸民族の結合を強化するものであると考えたのであった。それゆえ、レーニンの主觀的意図の中では、私が上にあげたような二つの疑問ははじめから存在しなかつたのである。彼は、民族自決権の承認こそが、中央集権的巨大国家の形成を保障し、諸民族の結束を強めてインターナショナリズムの精神に合致するものだ、と考えていたのである。

だが、それにもかかわらず、今日のバルト三国のように諸民族が分離独立を望んだ場合には、諸民族は自由に独立することができるのであろうか。民族自決権は文言上は諸民族の分離独立権を意味し、しかもレーニンは、すべての

民族自決権の意義と限界

民族は無条件にこの権利を保証されていると考えていたのであるから、これは当然認められなければならないはずである。ゴルバチョフのように、バルト三国の独立志向に武力介入したり、経済制裁を加えたり、あるいは厳しい条件を課す離脱法を押しつけたりということは、少なくともレーニンの精神からみれば決して認められないはずである。

レーニンも既述のごとく、決して諸民族の事実上の分離独立を望んでいたわけではなかった。諸民族は無条件の分離権をもつてはいるが、これ行使せず、進んで大国家の中とどまってくれることを希望していた。バルト三国にも分離してもらいたくはない——これがレーニンの本心だったであろう。しかし、彼には、諸民族の完全な融合という社会主义の究極の理想が実現するまでには諸民族の分離の自由の行なわれる過渡期があるということを認めるだけの余裕があった。⁽¹⁴⁾ それゆえ、彼はロシア革命直後にフィンランドの独立（一九一七年）もバルト三国の独立（一九二〇年）も認めたのであった。こうして独立していった諸民族も、やがてはまた大国家の中にもどってくるであろう、なんとなれば、経済的にみても、プロレタリアートの連帯という点からみても、小国家より大国家の方がはるかに有利なのだから。レーニンは楽天的にそう考えていました。

だが、スターリンになると、このことはいささか異なってくる。彼もはじめは民族自決権の不可侵性（＝対外的絶対性）を強調していた。たとえば、次のごとくである。「民族は自分の希望どおりにやってゆく権利をもち、自分のどんな民族的制度（有害なものをも、有益なものをも）をも維持する権利をもつ。だれも一つの民族の生活に強制的に干渉することはできない（だれにもその権利はない！）」⁽¹⁵⁾

だが、彼はロシア革命直後の一九一八年頃になると民族自決権は革命の利益に従属すべき権利であると述べるようになつた。一九一八年一月の第三回全ロシア労・兵・農代表ソヴィエト大会での報告で彼はいう。「自決の原則は、その民族のブルジョアジーの自決権としてではなく、その勤労大衆の自決権として解釈されねばならない。自決の原

則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない」。⁽¹⁷⁾

彼は、この立場からやがて周辺諸民族の分離に反対して行くことになる。「現在の国際的条件のもとで辺境地方の分離を要求することがまったく反革命的であることを理解するには、ロシアから分離したグルジア、アルメニア、ポーランド、フィンランドなどが、独立の外観だけをたもちながら、実際には連合国の無条件的な家臣になってしまったのを見るだけで十分であるし、また、ウクライナとアゼルバイジャンが、前者はドイツ資本の、後者は連合国のおじきになつたという最近の歴史を思い出すだけで十分である」。⁽¹⁸⁾

これ以後、周辺諸民族が分離独立を要求することは不可能となつた。なんとなれば、革命の利益が民族自決権に優越し、周辺諸民族の分離の要求は革命の利益に反すると宣言されたからである。ソ連憲法に規定されている脱退権は、これ以後、今日にいたるまで長い間、單なる名目的な権利にとどまっていた。周辺諸民族の分離独立運動は分離主義、排外主義、民族主義として激しく弾圧されてきたのであった。その点からみれば、昨今のゴルバチョフのやり方は、いくぶんかはスターリンの民族政策をひきついでいるといわなければならない。少なくとも彼はレーニンの精神の上に立つものではない。

四 民族自決権の限界

上述のように、レーニンは中央集権的巨大国家を維持するために、またプロレタリア・インテナシヨナリズムの精神に沿って民族問題を解決するために民族自決権を認めたのであった。彼には積極的に諸民族の分離独立を奨励する気などさらさらなかつたのである。だからこそ、彼は民族自決権の承認と、その実際の行使とを厳しく区別したのであった。

民族自決権の意義と限界

ところが、今日ソ連やユーゴスラビアなどで多くの民族は、レーニンがあまり望まなかつたような方向で、つまり自由に分離独立するという方向で民族自決権行使しようとしている。すでにみたように、民族自決権が、文言上は、自由に分離独立する権利を意味し、諸民族は無条件にこの権利を承認されているというのであるから、レーニンの意図がどこにあつたにせよ、こうした運動を上から押えることは決してできないであろう。

それでは、分離を希望するすべての民族を自由に独立させた場合に民族問題は完全に解決するのであらうか。民族自決権は民族問題を解決する万能薬であろうか。

まず、第一の問題点は、民族自決権は属地主義原則に立脚しているという点である。ある民族がある国家から分離独立するという以上、一定の領域を必要とする。各民族がそれぞれ一定の地域に純粹にまとまって住んでいれば、その地域のみを独立させることは比較的容易である。しかし、地球上には、いくつかの民族が混住している地域の方が圧倒的に多い。特に大都市はさまざまな民族の混住地である。そのような場合には、地域的な分離独立の原則を適用することができない。この点で民族自決権の実現は明白な限界をもつてているといわなければならない。ここからオーストロ・マルクス主義者の属人的（＝非属地的）民族自治論が出て来たのであった。彼らは属地主義を原則としながらも、民族混住地域の住民に対しては属人主義の原理でこれを補おうとした。すなわち、成人に達した市民は、みずからどの民族に所属するかを自由に申告し、この申告にもとづいて民族台帳を作成し、居住地域にかかわりのない純粹に人的な結合体として民族団体を構成するというものである。そして、この民族団体が言語問題や教育問題など民族問題を独自に解決して行くことになる。⁽¹⁹⁾ 民族混住地域では、こうした解決策の方がより現実性をもつてゐるのではあるまい。

第一に問題となるのは、さまざまの民族の混住している所では、民族問題が重層的に存在しているという事実であ

る。たとえば、グルジア共和国ではグルジア民族がロシア民族に対して強力に独立を要求している。もしグルジア共和国の独立が認められれば、グルジア民族にとつては問題は解決するかもしれない。しかし、グルジア共和国にはグルジア人だけが住んでいるわけではない。そこには、八〇以上の少数民族が住んでいて、とりわけ、最近ではアブハジア人とオセチア人がグルジア人に對して独立を要求している。グルジア共和国の独立を認めただけでは、問題は何ら解決しないのである。バルト三国でも事情は同じである。バルト三国の独立が認められれば、その少数民族であるエストニア人、ラトビア人、リトアニア人にとっては希望はかなえられることになるが、今度はそれらの国の中でもロシア人は少数民族となる。両者の間に民族問題の発生しないという保証はどこにもない。しかも、バルト三国に住む少数民族はロシア人だけではない。そこには他に白ロシア人、ウクライナ人、ポーランド人などが住んでいて、彼らの状態はバルト三国の独立によつて改善されるわけではない。⁽²⁰⁾

かつてパートランド・ラッセルは、南アイルランド人はイギリスに対しては独立を要求するが、自分たちから独立したいという北アイルランド人のプロテスタントの要求は認めようとしない、北アイルランド人もまた自国内のフェルマーノとチローン両州の要求は認めようとしない、といつて嘆いたが⁽²¹⁾、似たような状況はソ連邦のいたる所に起りうるのである。それゆえ、連邦構成共和国だけに民族自決権を認めても問題は何ら解決しないのである。だが、もし民族自決権の適用範囲を広げて、それらの共和国内に住むすべての民族に自決権を認めることになれば、ソ連邦は百数十の小さな民族国家群に解体してしまうことになろう。これは、バルカン化といわれる状況をソ連の中に作り出すことになる。

第三に、それではこのよなバルカン化は何をもたらすであろうか。そのよな小さな独立国家は、まず経済的に自立できるであろうかという問題がある。ソ連邦の中で経済的に最も豊かであるといわれているバルト三国ですら、

なかなか経済的に自立していくことは困難だと伝えられている。経済的自立の困難な小国家の分立は、ローザ・ルクセンブルクのおそれたように中世的小国家時代への逆もどりであり、全体としての経済の発展を著しく阻害することになるであろう。

次に政治的な不安定化があげられる。そのような小国は相互に争い、結局のところふたたび近隣の大國の支配下に陥ってしまうことになるであろう。これは、前述したように、オーストリアーハンガリー帝国についてオットー・バウアーの危惧していたところである。

以上三点にわたってみたように、民族自決権の文字通りの実現は決して好ましい結果をもたらすものではない。我々はやはりレーニンが望んだように大國家（広域經濟圏）の中に諸民族が相並んで平和のうちに仲よく暮らす道を追及しなければならない。それなくしては、民族問題の真の解決はありえないようと思われる。

五 むすび

カウツキーやレーニンは、民族というものは、資本主義の発展とともにやがて接近し融合して行くものであると考えた。社会主義はこの傾向をさらに一層押し進めるであろう。ソ連における百数十におよぶ民族もやはては融合して一つのソ連民族になって行くであろうというわけである。そこで、ソ連ではさかんに民族の移住や民族間の結婚が奨励された。だが、このことは必ずしも民族の融合を押し進めることにはならなかつた。⁽²²⁾ というのは、日々ロシア人の数の増大を目にし、街にロシア語出版物のはんらんするのを目とした少数民族は、“これは大変だ、この国はいまにロシア人に乗っとられてしまうぞ、このままでは自分たちの言語や文化は消失してしまうのではないか”という危機感をいだく様になり、それに対抗して自分たちの言語や文化をまもって行こうとする文化的ナショナリズムを呼びさ

まさるからである。言語や文化は民族のアイデンティティの中核ともいべきものであって、これを保持し、後世に伝えていきたいという欲求はどのような少数民族にもきわめて根強いものである。むしろ数的に劣勢に追い込まれれば追い込まれるほど、こうした願望はますます強く燃えあがるものとみてよい。わが国における決定的な少数民族であるアイヌ人たちが、なんとかして自分たちの言語や文化を保持し、後世に伝えたいと切望しているのは、その典型的な実例である。

カウツキー＝レーニン流の民族融合論は、決して那么容易に実現するものではないのである。レーニンはアメリカ合衆国を諸民族の融合の理想的な実例としてあげた。アメリカ合衆国は、諸民族をひいて粉にする「製粉所」²³であり、ここでヨーロッパから移住した諸民族は一つのアメリカ民族になったというのである。しかし、レーニンの曰はヨーロッパ大陸から移住した白人たちに限られていた。アメリカ大陸にはこのほかに、インディアン、黒人、ヒスピニックス、アジア系諸民族などが住んでいて、彼らはアメリカ民族に融合しているとはいがたい。²⁴ ヨーロッパ大陸から移住した白人たちといえどもそう簡単に融合するものではないという実例は、すぐお隣りのカナダにみられる。フランス系カナダ人はケベック州に住み、イギリス系カナダ人と対立している。

このような現実をみれば、我々は、民族がそう簡単に接近し融合すると期待することはできない。民族という人間集団は今後も長期にわたって存続するものとみなければならない。社会主義になれば、民族は接近し融合して、やがて世界が一つの民族になるであろうというようなカウツキー＝レーニン流の見方は、あまりに性急なものといえるであろう。

しかし、だからといって民族の間の差異を強調し、彼らの間に政治的ナショナリズムを高揚させて行くことは、決してよい結果をもたらすものではない。ソ連やユーゴスラビアのような多民族国家で政治的ナショナリズムを高揚さ

民族自決権の意義と限界

せれば、それは必ず民族間の不和、対立、やがては武力衝突を結果する」となつて、やがては悲劇を生みだすことになる。政治的ナショナリズムは、何とかして眠り込ませなければならない。そして、そのためには、諸民族の文化的ナショナリズムを十分に満たしてやることが必要なのである。かつてレーニンは、文化的ナショナリズムを認めないとが政治的ナショナリズムをよび起し、強化することになるとして、オーストロ・マルクス主義者のレンナーやバウアーの民族自治論を激しく批判した。だが、レーニンの主張に反して、文化的ナショナリズムを押えねことが、かえつて政治的ナショナリズムを強めるのである。諸民族が文化的ナショナリズムを十分に充足する機会を与えられながら、大国家の中で相並んで平和のうちに仲よく暮らす道を追求する⁽²⁶⁾といふが、民族政策論の今後の課題である。

〔注〕

- (1) マルクス、エンゲルスの民族自決権に対する態度についてより詳しく述べ、「マルクス、エンゲルスと民族自決権」丸山敬一著『マルクス主義と民族自決権』(信山社、一九八九)所収、をみよ。
- (2) ローザ・ルクセンブルクの民族自決権に対する態度について、ローザ・ルクセンブルク、丸山敬一訳『マルクス主義と民族問題』(福音出版、一九七四)ハーフページ。加藤一夫・川名隆史訳『民族問題と歴史』(論創社、一九八四)一一六二ページ、をみよ。
- (3) Otto Bauer, Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie. in: *Otto Bauer, Werkausgabe*. Europa Verlag, Wien 1975. Bd. 1. S. 495ff.
- (4) ヴクトーの経済思想について、「三条野「マクレー・ヴクトーの『経済思想』解説」『経済研究』(北大)、第110巻第11号、一九八〇年、1111頁ページをみよ。
- (5) Bauer, *op. cit.*, S. 497ff.
- (6) O. H. Gankin, H. H. Fisher, *The Bolsheviks and the World War—The Origin of the Third International*. (Stanford University Press, 1940) p.219-223.

- (7) この協議会では、民族自決権に賛成してスター・リン、レーニン、ジノヴィエフが発言し、それに反対してピヤタコフ、ジエルジンスキ、マハラーゼが発言した。議事録翻訳委員会訳『ロシア社会民主労働党（ボ）第七回（四月）全ロシア協議会議事録』（十月書房、一九七八）一一一—一四一ページ。
- (8) 前掲『議事録』一二六ページ。
- (9) 同右、同ページ。
- (10) 同右、一二七ページ。
- (11) 厳密に定義すれば、民族自決権にも広狭二つの意味があると思う。広くとれば、「各民族が自分の運命を自分で自由に決定する権利」とみることができよう。その場合には、具体的形態として、①分離独立、②連邦の一員にとどまる、③完全な融合、などがありうるであろう。狭い意味にとれば、①の分離独立する権利のみである。レーニンにもこの二つの使い方がみられるが、彼はむしろ狭い意味で使っている場合が多く、次のように明確に定義していた。「われわれの綱領の条項（民族自決にかんする）は、政治的自決という意味、すなわち分離して独立国家を形成する権利という意味以外に解釈することは断じてできない」『レーニン全集』（大月書店）第一九巻、二四七ページ。レーニンの広い意味での使い方は、たとえば、『レーニン全集』第六巻、四七七ページにみられる。
- (12) レーニンは、はじめ連邦制に反対であった。たとえば、シャウミヤンあての手紙（一九一三年十一月六日付）の中で、レーニンは、「われわれは、原則的に連邦制に反対する——連邦制は、経済的結びつきを弱める。それは、單一の国家に役に立たない型である」（『レーニン全集』第一九巻、五三九ページ）と述べて、はっきりと連邦制を否定していた。だが、レーニンは、一九一七年八月—九月に執筆した『国家と革命』において、連邦制を中央集権的共和制への過渡的形態とみとめ、連邦制承認の方向に一步をふみだした。そして、これは一九二〇年六月に発表された「民族問題と植民地問題についての提^{ゼ原案}」の中で、次のように明確に定式化された。「連邦制はいろいろな民族の勤労者が完全な統一にいたる過渡的な形態である」（『レーニン全集』第三一巻、一三八ページ）。
- (13) 民族自決権と離婚の権利のアナロジーについては、『レーニン全集』第二〇巻、四五〇—一ページ。四八六—七ページ。第二三巻、七四ページなどをみよ。
- (14) レーニンは次のように述べている。「人類は、被抑圧階級の独裁の行われる過渡期を通じてはじめて階級の廃絶に到達で

民族自決権の意義と限界

きるのであるが、それと同じように、人類は、すべての被抑圧民族の完全な解放、すなわち、それらの民族の分離の自由の「行われる過渡期を通じてはじめて諸民族の不可避的な融合に到達できるのである」(『レーニン全集』第二二一巻、一六九ページ)。

- (15) レーニンは、国家制度を民主化し、無条件の分離権を認めれば、諸民族の分離への欲求は、それだけ弱まるであろうし、またいったん分離した民族も大規模な経済単位に所属している方が経済的に有利であることに気づき、ふたたび大国家の中に復帰するであろうと考えていた。次の一文をみよ。「民主主義的な国家制度が分離の完全な自由に近づけば近づくほど、実際には、分離の欲求はそれだけすくなくなり、弱くなるであろう。というのは、経済上の進歩の見地からしても、大衆の利益の見地からしても、大國家が有利なことは疑いなく、これらの利点はすべて資本主義の発展とともに増大するからである」(『レーニン全集』第二二一巻、一六九ページ)。
- (16) スターリン『マルクス主義と民族問題』国民文庫、一一一一页。『スターリン全集』第二一巻、三九二一页。
- (17) 『スターリン全集』第四巻、五三ページ。
- (18) 前掲国民文庫、一七〇ページ。前掲『全集』第四巻、三八五一六ページ。
- (19) オットー・バウアーゲの非属地的民族自治論については、拙稿「O・バウアーゲの民族自治論」、前掲丸山敬一著『マルクス主義と民族自決権』をみよ。
- (20) 同様なことはユーゴスラビアにもみられる。クロアチア共和国は連邦から分離独立しようとしているが、本国領内のセルビア人居住地域クライナ地方の分離は認めようとしない。
- (21) Bertrand Russell, *What is Democracy?* (Seibido, 1961) p. 20-21.
- (22) これは諸民族の融合が民族のアマルガムを作ることにはならず、大民族への同化という形になるからだと思われる。ソ連の場合には、ソヴィエト化はロシア化として現象し、それが少数民族に危機感を呼びおこすのである。民族は決して対等の資格で融合するのではない。
- (23) 『レーニン全集』第二〇巻、一五ページ。
- (24) アメリカにおける諸民族の同化についての最近の邦語文献として、明石紀雄・飯野正子・田中真砂子著『エスニック・アメリカ——多民族国家における同化の現実』(有斐閣、一九八四)がある。

(25) 民族融合論の代表的なものは、カウツキーの次の論文である。この論文はボリシェヴィキの民族理論に大きな影響を与えた。

Karl Kautsky, "Nationalität und Internationalität." *Ergänzungshefte zur Neuen Zeit.* 18, Jan. 1908,
Jg. 26. Bd. 1.

(26) 経済的な格差が民族独立運動の原動力になっている場合がある。たとえば、ユーゴスラビアの経済的先進地域であるスロベニアやクロアチア共和国は、自分たちの拠出金が、南部のマケドニアやモンテネグロなど貧しい共和国の援助にむけられていで、自分たちは経済的に損をしていると感じている。連邦からの分離して自分たちだけの国を作った方がはるかに豊かになれるというのだ。こうした主張はバルト三国などにみられる。文化的ナショナリズムの充足のほかに経済的格差の是正も民族問題を解決するための重要な方策であるが、本稿ではこの問題は論じなかつた。

説

〔追記〕

ソ連、東欧の状勢は以下非常な激動の中にある。日々状況が變つてゐるといつていい。それゆえ、この論説も書きあげてから印刷出版されるまでの間にすゞかり古くなってしまうという場合もありうるかもしれない。本稿は、あくまでも一九九一年三月下旬時点での世界状勢を前提として執筆されたものである。

(一九九一・三・十七)